

二本木連合町内会だより

6月

日	曜	6月の行事予定
1	土	
2	日	
3	月	
4	火	
5	水	健康体操（新町）10:00
6	木	健康体操（コミュ）9:30
7	金	
8	土	組長会
9	日	ふれあいサロン（ものづくり）
10	月	
11	火	健康体操（美園）9:30
12	水	梨カフェ（梨の里）10:00
13	木	
14	金	ママのサロン（新町）10:00
15	土	町内会研修会
16	日	
17	月	
18	火	健康体操（梨の里）10:00
19	水	ママサロン（コミュ）10:00
20	木	健康体操（コミュ）9:30
21	金	
22	土	防犯パトロール
23	日	
24	月	
25	火	
26	水	コミュニ・カフェ
27	木	
28	金	健康体操（本町）9:30
29	土	
30	日	



二本木連合町内会
 〒446-0055 安城市緑町1丁目25-3
 Tel 0566-75-9402 Fax0566-87-8479
 E-mail:nihonggirenngou@katch.ne.jp
<https://www.katch.ne.jp~nihonggirenngou/>
 業務時間8:30~12
 （日曜・月曜・祝日は休業）

《6月のお知らせ》

ふれあいサロン(ものづくり)

日時:6月9日(日) 9:30~

場所:二本木地区コミュニティセンター

催し物:マジックプレート・缶バッチ・けん玉・コマまわし・ゴム鉄砲・

おりがみ・お手玉づくり・ペットキャップの布帽子、弓(ゆみ)づくり(新規)
お持ち帰りのお土産(景品・ポップコーン等)を用意しています。
小学生低学年以下のお子様は、保護者同伴でくださいね。

詳細は、回覧版で、ご案内していますのでご覧ください。

休業日のお知らせ

6月15日(土)は、町内会組長研修会のため町内会事務所はお休みです。

コミュニ・カフェ

5月22日(水)10時~ 二本木コミュニティセンター

コーヒを飲みながら ビデオ鑑賞「榊原弱者救済所物語」

♪奇跡の村で数万人を救った感動の実話♪(詳しくは、回覧をご覧ください)

ふれあいウォーキング

5月26日(水)9時~町内一円(スタートは、各町内公民館)

町内の公民館を起点に町内の史跡を巡ります。(詳しくは回覧をご覧ください)

町内会所有備品の貸出のお知らせ(第2回)

(貸し出しできる物品)※詳しくは、裏面又はHPを参照してください。

青パトボックスカーや軽トラック、草刈り機等をお貸しします。

○貸し出しを受けることのできる人

①町内会に加入している人②企業協力者(貸出制限)

①町外での利用はできませんが、クリーンセンター等へのごみの搬出は利用できます。

地震災害の募金のお礼

能登半島地震に対し皆様からの義援金は、225,242円集まり日本赤十字社安城市地区に寄託いたしました。

三星地区長(安城市長)から「謝意書」を頂きましたので二本木コミュニティセンター玄関ロビーに掲示いたしました。

皆様のご厚志、誠にありがとうございました。

5月26日さつき展の刃もの研ぎの申し込み、まだ間に合います。
QRコード申し込み



二本木連合町内会物品貸出の手引き（詳しくは、町内会事務所にお尋ねください）

- 1 町内会の所有する物品（備品等を含む。）は、町内会会員の共通の財産として適正に管理するために、その手続きについて定めたものです。
- 2 町内会が貸し出す物品は、下記の別表に記載した物品で管理者の許可が必要です。
- 3 物品の貸出ができるのは、町内会の会員及び同居の家族や企業協力者並びに町内会の会員の福祉の向上を目的に活動する裏面に記載した団体です。
- 4 物品の貸し出しを受けようとする場合は、利用日の3日前までに所定の手続きし管理者の許可が必要です。（予約は、3か月前から）
- 5 次の貸出は利用できません。
 - （1）料金を徴収するなど営利を目的とした活動に利用する場合
 - （2）町内会の会員以外の会員を対象とした事業に使用する場合
 - （3）公序良俗に反する利用やこの物品貸出要綱の目的に反して使用する場合
- 6 町内会事業で利用する場合は、予約後（許可後）でも取消す場合があります。その場合に生じる損害は、町内会は負いません。
- 7 貸出期間は、7日間です。また、物品保管庫の鍵は、お貸ししません。貸出及び返却は、町内会業務時間内をお願いします。
- 8 貸出物品は、利用許可を受けた者が責任をもって管理し、その権利を第三者に転貸してはいけません。
- 9 貸し出しを受けた物品は、善良な町民として管理し、不具合や壊した場合は、管理者に報告すると共に修理等を行ってください。
- 10 貸出を受けた物品利用する場合は、必ず自己の責任で始業点検等を行い安全に利用できるか確認を行なってください。
- 11 利用に際に生じる消耗品等の負担や賠償責任が生じた場合は、利用者が負担します。

	貸出対象物品名	手続区分		管理者		貸出対象物品名	手続区分		管理者
		信用願	物品貸出簿				信用願	物品貸出簿	
連合町内会共有物品	青パトボックスカー	○		連合町内会長	調理物品	クーラーボックス		○	二本木町内会長
	軽トラック	○				ポップコーン製造器	○		
	テント	○				ウォーターサーバー	○		
	長机		○			▲綿菓子製造器 (使い方を要請者のみ)	○		
	巻き尺(50m)		○			▲餅つき道具一式 (杵、釜、蒸籠)	○		
	パイプイス		○						
	拡声器		○						
	ブルーシート		○						
屋外作業物品	チェンソー	○		二本木町内会長	屋外イベント物品 (体育倉庫・備品倉庫)	グランドゴルフセット (ゴルフクラブ、旗、スタートマット)	○		充て役町内会長
	草刈り機	○				コードリール(防水)		○	
	芝刈り機	○				輪投げゲーム機	○		
	噴霧器		○						
	高枝切りばさみ		○			ビンゴ	○		
	ナタ		○			ビブス	○		
	サンダー		○			各種イベント物品	○		
	のこぎり		○						
	一輪車		○						
	スコップ		○						
	パーナー		○						
	側溝ふた上げ機		○						
リヤカー		○							
▲印の物品は、コミュニティセンター内でのみとし外部への貸出は行わない									